

土砂災害防止対策基本指針の変更の概要

基本指針の主な変更点

現指針に朱書きの内容を追記

避難勧告・避難指示を 避難指示に一本化

あわせて「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更

要配慮者利用施設の 利用者に係る 避難確保措置の見直し

【避難確保計画】
報告を受けた市町村長による
助言・勧告制度の創設

【避難訓練】
市町村長への訓練結果の
報告義務及び報告を受けた
市町村長による助言・勧告
制度を創設

基本指針全体 **「避難勧告等」を「避難指示」に変更**
(平成30年7月豪雨等の土砂災害において発令された避難勧告等に係る記述を除く。)

一 土砂災害防止法に基づき行なわれる土砂災害防止のための対策に関する基本的な事項

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を市町村長に報告するとともに、計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならないことについて記載

避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画等の見直しを行うことが必要であることについて記載

都道府県及び市町村の関係部局が連携して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施、避難訓練の見直しについて、積極的に支援を行うことが求められることについて記載

市町村の関係部局が協力して避難確保計画等における避難体制等を確認し、必要に応じ助言又は勧告を行うことで、要配慮者利用施設におけるより実効性の高い避難の確保を図ることが求められることについて記載

国は、都道府県と連携しながら、避難確保計画や避難訓練が実効性の高い避難につながるよう市町村の支援に努めることについて記載

五 危険降雨量の設定並びに土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等の発令

「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更

六 緊急調査の実施について指針となるべき事項

七 土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

告示：令和3年8月31日

【特定都市河川法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による土砂災害防止法の一部改正】

要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

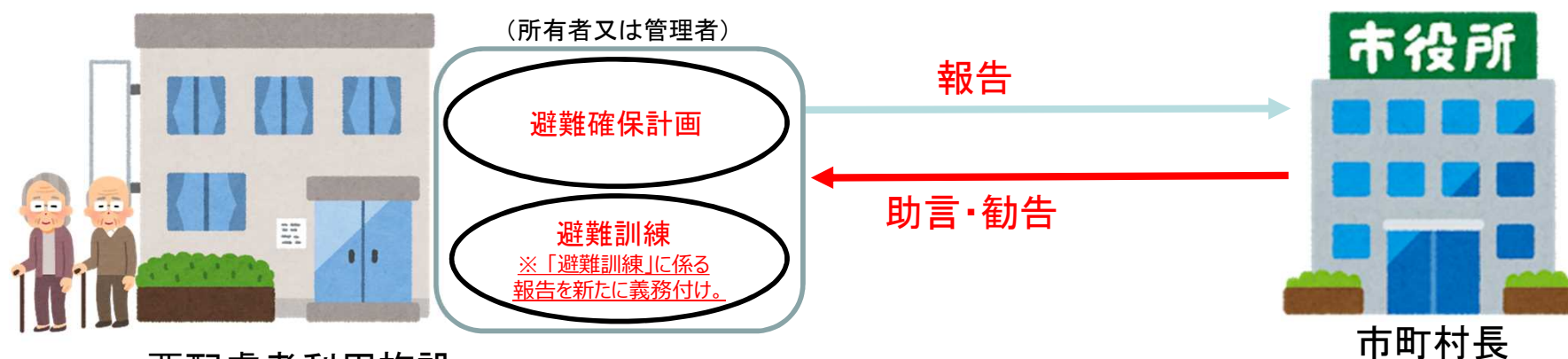
- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。



【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



※今回の法改正以前は、「避難確保計画」に係る「報告義務付け」のみが措置されていた

施行：令和3年7月15日

【災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号)による土砂災害防止法の一部改正】

避難勧告・避難指示を避難指示に一本化

- 本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート

- ・避難勧告で避難すると回答した者: 26.4%
- ・避難指示で避難すると回答した者: 40.0%

【改正概要】

- ・ 避難勧告・避難指示を避難指示に一本化。土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難指示を発令することが基本となる。

